

公立大学法人公立鳥取環境大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4か年間

2 内容

目標1 教職員の育児休業制度等の利用を促進する。

<対策>

- ・令和5年4月～ 教職員の育児休業の理解を促進するため、育児休業の取得手続きや制度の概要などの周知を引き続き行う。
- ・令和5年4月～ 男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者の出産後に取得することが可能な休暇、育児休業制度の周知を引き続き行い、更なる育児休業の取得促進に努める。

目標2 年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する。

<対策>

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇取得奨励期間を定め休暇を取得しやすい環境づくりを引き続き行う。
- ・令和5年4月～ 管理職が率先して年次有給休暇を取得するとともに、積極的に教職員に休暇取得を促す。
- ・令和5年4月～ 事務処理の依頼や照会を行う場合にあっては、業務の執行を妨げることのないよう、余裕を持った期限の設定に努める。
- ・令和5年4月～ 休暇取得状況を確認し、全教職員年間6日以上の有給休暇取得を促す。

目標3 時間外勤務の縮減を図る。

<対策>

- ・令和5年4月～ 業務の簡素化や効率化を推進するとともに、時間外勤務削減のための意識啓発を行う。
- ・令和5年4月～ 長時間労働による弊害を認識させる等、時間外勤務に対する意識改革を進める。
- ・令和5年4月～ 会議等について、所定勤務時間内での開催や会議終了時刻を予め設定するなど効率的な運営、実施に努める。
- ・令和5年4月～ 所定外労働時間の把握を引き続き行う。